

第185回藤沢市都市計画審議会
議第1号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更について
(藤沢市決定)

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 85.4ha	<p>下土棚字諏訪ノ棚地内において、箇所番号 10 の区域を廃止 長後字宿上分地内において、箇所番号 24 の区域を縮小 長後字宿中分地内において、箇所番号 33 の区域を廃止 高倉字中丸地内において、箇所番号 38 の区域を廃止 高倉字中島地内において、箇所番号 44 の区域を縮小 長後字宿下分地内において、箇所番号 47 の区域を廃止 長後字下分地内において、箇所番号 60、箇所番号 66 の区域を縮小、 箇所番号 62 の区域を廃止</p> <p>下土棚字新屋敷地内において、箇所番号 73 の区域を縮小 菖蒲沢字大上地内において、箇所番号 88 の区域を縮小 下土棚字夏苜地内において、箇所番号 95 の区域を廃止 土棚字土棚地内において、箇所番号 95 の区域を廃止 菖蒲沢字大谷地内において、箇所番号 126 の区域を廃止 菖蒲沢字大下地内において、箇所番号 145 の区域を縮小 湘南台四丁目地内において、箇所番号 158、箇所番号 159 の区域を廃止 円行字上河内地内において、箇所番号 177、箇所番号 178 の区域を廃止 石川字近藤山地内において、箇所番号 185 の区域を縮小、箇所番号 537 の区域を廃止</p> <p>石川五丁目地内において、箇所番号 188、箇所番号 189 の区域を廃止 西俣野字北窪地内において、箇所番号 224、箇所番号 227 の区域を廃止 遠藤字永山地内において、箇所番号 242 の区域を廃止 天神町三丁目地内において、箇所番号 268 の区域を廃止 亀井野字渋沢地内において、箇所番号 285 の区域を廃止 大庭字小ヶ谷地内において、箇所番号 308 の区域を縮小 大庭字城下地内において、箇所番号 316 の区域を廃止 並木台二丁目において、箇所番号 349 の区域を縮小 城南一丁目地内において、箇所番号 359 の区域を廃止 城南五丁目地内において、箇所番号 363 の区域を廃止 羽鳥三丁目地内において、箇所番号 375 の区域を廃止 鶴沼神明五丁目地内において、箇所番号 388 の区域を縮小 辻堂元町三丁目地内において、箇所番号 433 の区域を縮小 辻堂太平台一丁目地内において、箇所番号 464 の区域を廃止</p>

	<p>川名二丁目地内において、箇所番号 477 の区域を廃止</p> <p>宮前字後河内地内において、箇所番号 495 の区域を縮小、箇所番号 617 の区域を拡大</p> <p>弥勒寺字後河内地内において、箇所番号 499 の区域を縮小</p> <p>辻堂三丁目地内において、箇所番号 600 の区域を廃止</p> <p>鵜沼橋二丁目地内において、箇所番号 603 の区域を廃止</p> <p>菖蒲沢字仲ノ桜地内において、箇所番号 648 の区域を追加</p>
--	---

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

1 箇所番号 10

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 24

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 33

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 38

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 44

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 47

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 60

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 62

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制

限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

9 箇所番号 66

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

10 箇所番号 73

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 88

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

12 箇所番号 95

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

13 箇所番号 126

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

14 箇所番号 145

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

15 箇所番号 158

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

16 箇所番号 159

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

17 箇所番号 177

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

18 箇所番号 178

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

19 箇所番号 185

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

20 箇所番号 188

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

21 箇所番号 189

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

22 箇所番号 224

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

23 箇所番号 227

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

24 箇所番号 242

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

25 箇所番号 268

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

26 箇所番号 285

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

27 箇所番号 308

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

28 箇所番号 316

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

29 箇所番号 349

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

30 箇所番号 359

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

31 箇所番号 363

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

32 箇所番号 375

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

33 箇所番号 388

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

34 箇所番号 433

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

35 箇所番号 464

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

36 箇所番号 477

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

37 箇所番号 495

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

38 箇所番号 499

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

39 箇所番号 537

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

40 箇所番号 600

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

41 箇所番号 603

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から

買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

42 箇所番号 617

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であること及び錯誤による面積の拡大を把握したため、「拡大」の都市計画変更を行うものであります。

43 箇所番号 648

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であるため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 85.4ha	462
旧	約 89.7ha	488
増減	▲4.3ha	▲26

経緯書

生産緑地地区 都市計画決定（変更）の経緯

- 1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積 約 99.1ha 指定箇所数 543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積 約 102.5ha 指定箇所数 565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日告示（市告第192号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日告示（市告第216号）
指定面積 約 108.4ha 指定箇所数 593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日告示（市告第241号）
指定面積 約 109.1ha 指定箇所数 598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日告示（市告第228号）
指定面積 約 108.1ha 指定箇所数 589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日告示（市告第262号）
指定面積 約 107.5ha 指定箇所数 586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日告示（市告第250号）
指定面積 約 106.8ha 指定箇所数 580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日告示（市告第265号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日告示（市告第221号）
指定面積 約 103.8ha 指定箇所数 563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日告示（市告第249号）
指定面積 約 102.4ha 指定箇所数 554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日告示（市告第251号）
指定面積 約 101.9ha 指定箇所数 550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日告示（市告第167号）
指定面積 約 105.3ha 指定箇所数 564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日告示（市告第279号）
指定面積 約 104.9ha 指定箇所数 561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日告示（市告第278号）
指定面積 約 104.5ha 指定箇所数 560箇所

2007年（平成19年）12月27日告示（市告第293号）
指定面積 約103.7ha 指定箇所数 553箇所

2008年（平成20年）12月25日告示（市告第297号）
指定面積 約103.6ha 指定箇所数 552箇所

2009年（平成21年）12月25日告示（市告第295号）
指定面積 約105.2ha 指定箇所数 565箇所

2010年（平成22年）12月28日告示（市告第313号）
指定面積 約103.5ha 指定箇所数 561箇所

2011年（平成23年）12月20日告示（市告第261号）
指定面積 約102.1ha 指定箇所数 550箇所

2012年（平成24年）12月6日告示（市告第286号）
指定面積 約101.3ha 指定箇所数 544箇所

2013年（平成25年）12月18日告示（市告第291号）
指定面積 約100.8ha 指定箇所数 538箇所

2014年（平成26年）12月16日告示（市告第306号）
指定面積 約100.2ha 指定箇所数 536箇所

2015年（平成27年）12月8日告示（市告第267号）
指定面積 約98.5ha 指定箇所数 528箇所

2016年（平成28年）12月7日告示（市告第271号）
指定面積 約95.8ha 指定箇所数 518箇所

2017年（平成29年）12月4日告示（市告第286号）
指定面積 約94.6ha 指定箇所数 510箇所

2018年（平成30年）12月11日告示（市告第304号）
指定面積 約92.6ha 指定箇所数 502箇所

2019年（令和元年）12月10日告示（市告第279号）
指定面積 約91.5ha 指定箇所数 498箇所

2020年（令和2年）12月24日告示（市告第288号）
指定面積 約90.5ha 指定箇所数 494箇所

2021年（令和3年）12月15日告示（市告第292号）
指定面積 約90.1ha 指定箇所数 490箇所

2022年（令和4年）12月16日告示（市告第308号）
指定面積 約89.7ha 指定箇所数 488箇所

今回の都市計画変更の経緯

2023年（令和5年）8月31日

第184回藤沢市都市計画審議会 報告 場所：藤沢市役所 本庁舎5階 5-1会議室

2023年（令和5年）9月26日 から10月11日

神奈川県知事協議

2023年（令和5年）10月23日 から11月6日

都市計画変更案の縦覧 場所：藤沢市都市計画課

2023年（令和5年）11月24日

第185回藤沢市都市計画審議会 付議 場所：藤沢市役所 本庁舎5階 5-1会議室

都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市田行字上河内及び辻堂三丁目地内

変更する部分 藤沢市下土棚字諏訪ノ棚、字新屋敷及び字夏苺、長後字宿上分、字宿中分、字宿下分及び字下分、高倉字中丸及び字中島、菖蒲沢字大上、字大谷、字大下及び字仲ノ桜、土棚字土棚、湘南台四丁目、石川字近藤山、石川五丁目、西俣野字北窪、遠藤字永山、天神町三丁目、亀井野字渋沢、大庭字小ヶ谷及び字城下、並木台二丁目、城南一丁目、城南五丁目、羽鳥三丁目、鶴沼神明五丁目、辻堂元町三丁目、辻堂太平台一丁目、川名二丁目、宮前字後河内、弥勒寺字後河内並びに鶴沼橋二丁目地内